

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 公 告 第 5 号
令 和 5 年 8 月 25 日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太 田 市 長 清 水 聖 義 印

公 売 財 産 の 種 類	不 動 産
公 売 財 産 の 表 示	別紙1のとおり
公 売 参 加 申 込 期 間	令 和 5 年 8 月 25 日 (金) 午 後 1 時 から 令 和 5 年 9 月 6 日 (水) 午 後 11 時 まで
入 札 期 間	令 和 5 年 9 月 12 日 (火) 午 後 1 時 から 令 和 5 年 9 月 19 日 (火) 午 後 1 時 まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公 売 の 方 法	入札方式(売却区分ごとに売却する。)
売 却 決 定 日 時	令 和 5 年 10 月 10 日 (火) 午 前 10 時
売 却 決 定 場 所	太田市役所 総務部 収納課 (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令 和 5 年 10 月 10 日 (火) 午 後 2 時 30 分 まで
見 積 価 額	別紙1のとおり
公 売 保 証 金	別紙1のとおり
配 当 を 受 け る 権 利 の 申 し 出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を太田市役所 総務部 収納課に申し出てください。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	次のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。 1 国税徴収法第92条又は同法第108条第1項に該当する方 2 太田市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 太田市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員等」に該当する方 6 18歳未満の方(ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 7 日本語を完全に理解できない方(ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 8 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
そ の 他 の 事 項	1 公売財産の買受申込をしようとする方(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。 3 入札には、暴力団等に該当しないこと等の陳述書等の提出が必要です。入札開始2開庁日前までに陳述書等の提出がない場合は、入札等を行うことができません。 4 入札は、一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者等の都合による取消し又は変更ができませんのでご注意ください。 5 入札価格が見積価額以上でかつ最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定を行います。 6 最高価申込者の売却決定は、買受申込の金額により行います。 7 公売財産の引渡しは、引渡しの際の現状有姿で行います。 8 権利移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとします。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可等が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。 9 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 10 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 11 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは、公売を中止します。 12 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 13 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 14 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 15 太田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。 16 公売公告時においては、適格請求書(インボイス)の交付の可否が不明なため、公売公告後、買受代金納付期限までに交付が可能なのが判明し、買受人から交付請求があった場合は、適格証明書(インボイス)として課税財産売却証明書を交付します。

売却区分番号	太5-4	見積価額	金9,870,000円
		公売保証金	金990,000円
不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)	<p>公売財産1 (土地の表示) 不動産番号:0702000103295 所 在:太田市市場町 地 番:1142番2 地 目:雑種地 地 積:653平方メートル</p> <p>公売財産2 (土地の表示) 不動産番号:0702000103298 所 在:太田市市場町 地 番:1142番5 地 目:雑種地 地 積:413平方メートル</p> <p>公売財産3 (土地の表示) 不動産番号:0702000103305 所 在:太田市市場町 地 番:1142番13 地 目:雑種地 地 積:243平方メートル</p> <p>公売財産4 (土地の表示) 不動産番号:0702000103306 所 在:太田市市場町 地 番:1142番14 地 目:雑種地 地 積:250平方メートル</p>		
不動産の概要	<p>1. 交通、最寄りの駅など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR両毛線「山前」駅から南方へ約1.9km ・北関東自動車道「太田・桐生」ICから北東方へ約2.4km ・太田市立毛里田小学校 約2.1km <p>2. 物件の概況</p> <p>都市計画地域:市街化区域 用途地域:第1種住居地域 建ぺい率:60% 容積率:200% 地勢など:間口約53.4m・奥行約29.2mのほぼ平坦な不整形の中間画地 接道状況:東側街路、認定幅員約3.0m(現況幅員約4.0m)の舗装市道、太田市場道原380号線【建築基準法42条1項1号道路】に接道</p> <p>3. 供給処理施設</p> <p>上水道:なし 下水道:なし 都市ガス:なし</p> <p>4. 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集・運搬会社の敷地の一部として利用されています。 		
特記事項	<p>1. 公売財産1～4上に、産業廃棄物収集・運搬会社所有の多数の動産等が存在しますが、全て公売対象外になります。</p> <p>2. 公売物件1～4は以下の内容で賃貸されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借人:産業廃棄物収集・運搬会社 ・賃貸借契約期間:令和5年1月～令和15年12月末 ・月額支払賃料:70,000円(非課税) <p>※落札後、上記内容で買受人と賃借人が現契約内容のとおり、新たに賃貸借契約を締結することになります。</p> <p>3. 浸水想定区域(3.0～5.0m)及び家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。</p> <p>4. 土壌汚染に関する専門的調査は行っていません。</p> <p>5. 地下埋設物の残存に関する専門的調査は行っていません。</p>		
問合せ先	<p>太田市役所 総務部 収納課 電話 0276-47-1935(直通)</p>		